

中 期 計 画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

Ⅰ 業務の効率化のためにとるべき措置

- 1 一般管理費（退職手当を除く。）について、以下のような合理化や経費の節減によって中期目標期間の最終事業年度までに平成14年度に比べて1割に相当する額の削減を行う。

国内事務所（本部及び京都支部）借料について、その機能の見直し等により、年間総額をおおよそ20%削減するとともに、既存海外事務所借料について、移転や規模縮小等により、年間総額を15%以上削減する（外貨ベース）。事務所借料以外の運営管理経費についても、事務所の業務や機能の見直しにより、経費を削減する。

本部事務所ではIP電話を導入することにより、電話料金通年経費を導入前より20%削減する。

また、国内において現在作成、刊行している定期刊行物等を整理統合することにより、その印刷経費を10%以上削減する。更に、光熱水料の節約、廃棄物減量化、リサイクルの推進等についても一層の努力を行う。

人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取組み、平成18年度から5年間において5%以上の削減を行う。また、役職員の給与について見直しを進め、本中期目標期間中に新たな給与体系への移行を行う。

運営費交付金を充当して行う業務経費については、以下のような効率化を行い、毎事業年度1%以上の削減を行う。

国内附属機関（日本語国際センター及び関西国際センター）について、日本語教育専門員経費の5%削減を含め、管理運営経費を削減する。

外部の国際文化交流事業の担い手との連携等により、国際交流基金が負担する経費の削減を図る。

商習慣の異なる海外事務所においても価格競争をさらに促進すること等により経費の削減を図る。

デジタル化やインターネット等のIT活用により、日本語教材や各種情報の提供事業において、印刷費の軽減や輸送費の削減を図る。

2 平成16年度に機構改革を行い、事業の目的に添った大括りな構成による組織に改編すること等を通じ、機構の簡素化による効率的業務運営を実現するとともに、職員の経験の蓄積を活かした効果的な事業実施体制を強化する機構の構築を進める。

既存の事業部門を、事業目的に添って「文化芸術交流」「日本語教育」「日本研究・知的交流」の三つの事業部門に再編するとともに、国民に提供するサービス提供を強化し、国民各層の国際文化交流事業への参画を推進するための新たな事業部門を設置し、目的達成に最も機動的かつ効率的な事業体制を構築する。

上記四つの事業部門に職員を計画的に配置し、研修、人事交流により、職員の専門性を高め、組織の専門性を高め、組織の効率性を一層高める。

3 個々の事業について、開催目的、期待する成果、評価方法等を明確にし、事業を実施した国に所在する在外公館と基金海外事務所（事務所が所在しない国については、在外公館）による報告を参考にしつつ、事業の受益者層のほか、外部評価の実施については、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者も評価者に加え、評価の客観性、専門性が保たれるよう留意する。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

国際交流基金は、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持発展に寄与することを目的として、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行う。

その際、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、事業を行う。

1 効果的な事業の実施

(1) 国際文化交流事業を総合的かつ効率的に事業を実施していくために、以下の分野別に事業編成し、別紙1に示された政策を踏まえ効果的な事業展開を図る。このために平成16年度にこれに対応する機構編成に改める。

イ 文化芸術交流の促進

ロ 海外日本語教育、学習への支援

- 八 海外日本研究及び知的交流の促進
- 二 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援
- ホ その他

(2) 上記の四分野のうち、「二 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等」については、国民に提供するサービスを強化し国民各層の国際文化交流事業への参画を推進する観点から、今次計画期間中、その拡充に努める。

上記分野の各事業については毎年度評価を行い、所期目的が達成された事業、社会情勢等の変化により政策的必要性が弱まっている助成等事業、費用対効果が小さい事業については必要あらば縮小・改廃を含めた措置を講じる。

かかる観点から次の項目をはじめとする見直しを行う。

基盤強化等の所期目的が達成された機関に対する援助は、新たなニーズが生じている他の機関へ移行する。

「日本語専門家派遣」「海外日本語教育機関助成」

多数の機関に対する小規模の援助・助成事業は、事前評価において必要性等の観点から厳選して実施する。

「図書寄贈」「日本語教材寄贈」

目的達成機能を強化する観点から従来の助成方式を見直し、内容等を厳選した、より主導的な共催事業等への移行を行う。

「映画・テレビ番組制作協力」「翻訳協力」「出版協力」

社会情勢の変化によりニーズも変化した事業については、縮小・廃止もしくは事前評価において必要性、有効性の観点から内容を厳選して実施する。

「文化映画の在外フィルムライブラリー購送」「スポーツ専門家の長期派遣」「学部学生に対する日本研究スカラシップ」「国内映画祭助成」

さらに、必要性、有効性、効率性及び事業プログラム間の整合性等をふまえ、「大学院留学スカラシップ」「日本研究講師等フェロースhip」等のプログラムを廃止することにより、平成14年度に比べて事業プログラム数を10%以上削減する。

(3) 海外事務所が置かれている国及びロシアについては、国別に事業方針(別紙2)を作成の上、当該国の国内事情及び国際情勢の変化に対応し、事業を実施する。

海外事務所が置かれていない国については、海外事務所が置かれている国に比して、実施する事業に質的・量的な不均衡が過度に生じないように配慮する。

(4) 海外における事業展開を図るにあたっては、当該国のニーズ・関心につき在外公館と協議の上、効果の高い実施事業を選定する。

2 国民に対して提供するサービスの強化

インターネット、出版物等を通じて、各事業部において事業の実施予定及び成果等について積極的に広報を行うとともに、関係省庁、他の国際交流関係機関、団体と連携し、共催、協力、情報共有・情報交換等を通じて、国際交流事業が実施しやすくなるような環境作りに努める。このため、国民の窓口として国際交流基金全体の広報と他団体との連携を統括する部局を設ける。

3 対外関係への配慮

事業実施にあたっては、外交上重要な文化事業の実施を求められた場合は、可能な限り右に協力するとともに、文化事業の実施・中止等及び海外事務所の設置・廃止等を行う場合には、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

予算、収支計画及び資金計画

資金の運用については、外貨建債券による運用を視野に入れつつ、原則、安全かつ有利な運用によりその収入確保に努める。

なお、外貨建債券による運用及び管理に関しては適正な執行が行われるよう所要の体制整備を図った上で実施する。

また、業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1 予算

別紙のとおり

2 収支計画

別紙のとおり

3 資金計画

別紙のとおり

短期借入金の限度額
短期借入金の計画なし

重要な財産の処分等に関する計画
なし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流の促進、海外日本語教育・学習への支援、海外日本研究及び知的交流の促進、国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等のために必要な事業経費に充てる。

その他外務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 人事評価制度を、組織の目標達成と人材育成に主眼を置いた能力評価と目標管理の二つの評価手法に基づく制度に改革する。職員の能力・実績を公正に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適正な人事配置、職員の能力開発、意識改革などを通じて組織の活性化を図る。

(参考1)

- イ 期初の常勤職員数 227人
- ロ 期末の常勤職員数 224人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 8,096百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、退職者給与及び派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

- 2 他機関との連携の強化、職員の能力開発等のため、他の国際交流機関、文化学術機関等との人事交流を行う。
- 3 長期的視点に立った施設・設備の保守・管理を行うとともに、防災、研修、各種活動の充実、快適な研修環境や機能の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を計画的に行い、効率的な運営に努める。

施設・整備の内容	予定額 (百万円)	財源
平成15年度日本語国際センター改修工事	130	運用資金取崩し

〔注記〕

金額は見込みである。なお、上記のほか、業務実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがありうる。また、施設・設備の老朽度合等を勘案し改修（更新）等が追加されることがありうる。

(別紙1)
平成15年10月1日

中期計画（分野別政策）

- | | |
|--------------------------------|------|
| 1．文化芸術交流の促進 | P．1 |
| 2．海外における日本語教育、学習への支援 | P．6 |
| 3．海外日本研究及び知的交流の促進 | P．10 |
| 4．国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等 | P．15 |
| 5．その他 | P．17 |

中 期 計 画

1. 文化芸術交流の促進

文化芸術交流は、日本と諸外国国民が互いに他の国の文化・芸術に対する関心・理解を向上させるとともに、文化芸術分野における国際貢献を進めるための主要な手段であることを踏まえ、かかる交流を効果的に促進するよう努める。

このため、企画立案過程において我が国外交上の必要性を踏まえるとともに、各国における文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性に関する現状及び今後の動向を正確に把握しつつ、必要性の高い事業を効果的に実施する。

(1) 基本方針

文化芸術交流の促進にあたっては、相手国との外交関係及び相手国における事情・必要性に応じて、下記(イ)～(ニ)を踏まえて、もっとも効果的な事業が実施されるように努める。

(イ) 共通事項

相手国との交流の節目に行われる周年事業、要人の往来にあわせて必要とされる文化交流事業、「ニッポン・プロモーション」事業等、我が国の外交上の必要性に対応した事業を実施する。

非政府団体との共催等による連携により、効果的・効率的な事業実施に努める。また、非政府団体に対する事業経費の助成等による支援、催し実施ノウハウ等の情報共有等を積極的に行うことにより、非政府レベルの文化交流の活性化を図る。更に、文化芸術交流の成果をインターネット等を通じて内外に情報発信する事業を行うとともに、広く国民に公開する。

効果的な事業実施を行うための新たな機会を得るために、国内外において、不断に文化芸術交流に関する情報を収集し、ネットワークを形成し、文化芸術交流の成果をインターネットを通じて情報発信する等の事業を行う。

各種国際交流事業を実施する施設として国際交流基金フォーラム、国際会議場を運営し、右施設を国際交流事業のための利用に供する。また日本文化会館等の海外事務所施設を効果的に活用する。

各事業項目のそれぞれの特長を活かしつつ、企画立案過程において、事業実施による効果及び経費効率など必要性、有効性、効率性等を勘案した上で、効果的かつ効率的な事業を実施する。

主催事業については、入場者等の受益者層に対してアンケートを実施、回答数の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とし、裨益者数、報道により紹介された件数等適切な指標に基づいた外部評価を実施する。研修等、人材育成を目的とする事業に関しては、参加者の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。

(ロ) 日本文化発信型事業

相手国における(a)文化交流基盤(劇場、専門家等文化交流関連施設、人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの)の状況、(b)相手国国民のニーズ(対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の性向等を総合的に考慮したもの)等を企画立案過程において慎重に検討し、特に大型の事業については必要あらば事前調査を行う等の方策を講じて、効果的な日本文化の紹介を行う。

(ハ) 双方向・共同作業型及び国際貢献型事業

相手国との間で一体感の醸成が特に求められる国等との間においては、中・長期的な発展性を考慮しつつ主導的に国際共同制作を進める等積極的に双方向・共同作業型の事業を実施するとともに、国際貢献が求められる文化遺産保存等の分野において、博物館の学芸員等保存を担う中核となる人材の育成等の面から積極的に支援を行う。

(ニ) 外国文化紹介型事業

商業ベースでは必ずしも日本への紹介が十分に行われておらず、特に日本に紹介する外交上の意義が高いと考えられる外国文化については、造形芸術交流、舞台芸術交流、メディアによる交流等様々な分野において従来日本で紹介されてこなかった側面に焦点をあてた企画を開発する等、積極的に日本に紹介するための事業を実施する。

(2) 事業項目

上記(1)を踏まえて、次の(イ)~(へ)の項目の事業を推進する。

(イ) 人物の派遣・招聘を通じた文化芸術交流

文化人、専門家、芸術家、学者等を派遣・招聘することにより、我が国の多様な生活文化の紹介、専門家間の交流、国際共同作業等を促進する

事業の効果は、派遣・招聘する人物の資質によるところが大きいいため、特に適切な人選がなされるよう配慮するとともに、新しい分

野での人材開拓を進める。

緊急かつ必要性の高い事業については可能な限り機動的に対応する。

文化人、芸術家等の派遣、招聘など文化芸術分野での日本理解や国際的な対話を促進する人物交流事業を実施する。専門家間の相互交流・ネットワーク作りの構築を図るとともに、交流を進める。

海外において幅広く日本文化に関する講演、講習、指導、ワークショップ等を実施する。表面的な紹介にとどまらず、深い理解が得られるような事業内容とする。

(ロ) 文化芸術分野における国際協力

開発途上国の文化諸分野の人材育成や有形・無形の文化遺産保存・修復等の分野において国際協力を行うため、専門家の派遣、セミナーやワークショップ等の企画・実施・支援を行う。

事業実施にあたっては、事業内容が効果的に国際社会に貢献するものとなるよう配慮するとともに、基金の役割が効果的に活かされるよう他団体との連携に努める。

開発途上国の文化諸分野の人材育成に協力する専門家の派遣、招聘を行う。スポーツ専門家の長期派遣については、特に必要性が高いものに限り実施する。

海外の文化遺産・美術工芸品・無形文化遺産の保存・修復・記録等に協力する専門家の派遣、招聘を行う。「文化遺産保存」「日本古美術保存」については外務省及び専門機関とも十分に協議し、効果的な事業実施に努める。

アジア、中東・アフリカ地域の有形・無形文化財保存、伝統文化振興の担い手を育成するため研修、ワークショップ等を実施するとともに、経費の一部助成を行う。

(ハ) 市民・青少年交流

各国と我が国の市民・青少年の交流を推進することにより、市民及び将来を担う青少年レベルの相互理解を深めるとともに、国際交流の担い手を拡充する。

事業の効果は、事業内容と、事業対象となる市民及び青少年団体等との組合せによるところが大きいので、特に、かかる組合せが相手国との相互理解の深化に最も資するものとなるよう配慮する。

市民・青少年及びその交流の指導者等の派遣、招聘など人物交流事業を実施する。

市民・青少年交流を目的とする各種催し等の事業を実施するとともに、経費の一部助成を行う。

(二) 造形芸術交流

各国と我が国の造形芸術交流の国際文化交流事業を以下の通り実施、支援する。催しの実施に関しては、事業の効果は、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう、適切な催しの内容を選定する。主催事業については、関心を有する層に情報が届き、かつ新たに関心を有する層を拡大するよう配慮しながら、広報方法、招待状の配布先を選定する等実施態様においても効果が高くなるよう配慮する。

海外において、日本の造形芸術の企画展を実施するとともに、経費の一部助成を行う。また基金が所蔵する展示セットを海外に巡回する。

国内において、アジア・中東をはじめとして、海外の魅力ある造形芸術の企画展を実施するとともに、経費の一部助成を行い、国民の異文化理解を広げ、深める機会を創出する。

日本の参加が求められる権威ある国際美術展に対して、作品の出展や芸術家の派遣を行う。

国内において、大型の国際美術展（トリエンナーレ）を関係機関と共同で開催する。

造形芸術の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。

(ホ) 舞台芸術交流

各国と我が国の舞台芸術分野の国際文化交流事業を実施、支援する。催しの実施に関しては、事業の効果は、より幅広く多くの入場者に対して魅力を訴えるよう適切な催しの内容を選定する。主催事業については、関心を有する層に情報が届き、かつ新たに関心を有する層を拡大するよう配慮しながら、広報方法、招待状の配布先を選定する等実施態様においても効果が高くなるよう配慮する。

海外において、日本の舞台芸術、芸能の公演を企画実施するとともに、経費の一部助成を行う。

国内において、アジア・中東をはじめとして、海外の魅力ある舞台芸術、芸能の公演を企画実施するとともに、経費の一部助成を行い、国民の異文化理解を広げ、深める機会を創出する。「外国文化紹介グループ招聘事業」は廃止する。

舞台芸術の分野で国際的な共同制作事業を行い、国内と海外の両方で公演を行う。芸術交流の成熟状況等をふまえて、重点地域を定めて実施する。

日本の参加が求められる権威ある国際芸術フェスティバルに対して、公演団及び専門家の派遣を行う。

舞台芸術の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。特に舞台芸術専門ホームページの内容の拡充に努める。

(ハ) メディアによる交流

映画、ＴＶ、書籍出版等を含むメディア分野の国際文化交流事業を以下の通り実施する。

事業の効果は、より幅広く多くの人々に対して魅力を訴えるよう、適切な内容を選定する。また、ＴＶ、出版等のメディアを活用した文化紹介は、特に効果が高いことから、積極的に事業機会を求めるよう努める。

海外において、日本映画の上映会を実施、共催するとともに、経費の一部を助成する。また日本映画上映のために、在外のフィルム・ライブラリーに映画フィルムを配付する。より効率的な事業実施のため「文化映画の購送」を廃止し、「劇映画の購送」についても重要地域に重点配布する。

海外放送局において、日本のテレビ番組等を提供し、日本のテレビ番組の放映を促進する。映画・テレビ番組作成については従来の助成方針を見直し、より主導的に内外の団体と共同で日本に関する映像資料を作成する。

日本が参加する意義の高い国際映画祭に対して、作品の出品や専門家の派遣を行う。

国内において、海外の映画等の上映会を企画実施するとともに、経費の一部助成を行う。助成対象地域の選定にあたっては、従来紹介されてこなかった地域、分野、主題等に焦点をあてた企画を優先する。

日本理解につながる図書を外国語に翻訳するとともに、外国語で書かれた日本に関する図書を出版する。また海外図書展等への参加等、日本の出版物を海外に紹介する。従来の助成方針を見直し、より主導的な共催事業等へ移行する。

メディア交流の分野で国際交流に資する情報の収集、整理、発信を行う。

2. 海外における日本語教育、学習への支援

基金は、各国における日本語学習に関する現地の環境、ニーズの現状及び今後の動向を正確に把握するとともに、各国に対する日本語普及の外交上の必要性を勘案しつつ、現地の状況に的確に対応した効果の高い日本語普及施策を実施する。

このために日本語普及を統括する部は、国際交流基金全体の日本語普及方針を立案し、実施を調整する。

(1) 基本方針

海外における日本語教育、学習への支援にあたっては、原則として、下記(イ)及び(ロ)の基本方針をふまえ事業実施の諸施策を立案する。ただし、外交上のニーズ及び日本語普及事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

(イ) 相手国の日本語教育基盤の整備状況に対応した支援

充実した日本語教育基盤を有する国・地域においては、拠点機関への支援や現地教師の養成などを通じ、現地で自立した教育体制の拡充を支援するとともに、相手国のニーズに応じ、初等中等教育における日本語教育を積極的に支援する。また、厚い学習者層の学習意欲の向上を図るための施策を実施する。

高等教育機関において日本語教育が実施されるなど一定程度の日本語教育基盤を有する国・地域においては、拠点機関の自立化を促進すると共に、相手国のニーズに応じ、初等中等教育における日本語教育導入や拠点機関育成を支援する。

日本語教育の基盤が十分に整備されていない国・地域においては、相手国のニーズを的確に把握した上で、拠点機関の育成を効果的に進める。

(ロ) 地域的な必要性に対応した支援

近隣諸国・地域においては、我が国との友好関係を深める必要性が高く、また、相手国においても日本語教育に対する関心、ニーズが高いことを踏まえ、積極的な支援を行う。

日系人の多い国・地域には、他の国・地域とは異なる高いニーズが存在するため、かかるニーズに配慮する。

(2) 諸施策

中期目標をふまえ、上記(1)の基本方針に留意して、以下の諸施策を実施する。

(イ) 海外日本語教育機関のネットワーク形成と強化を目的とする施策

ネットワーク形成

日本語国際センター、関西国際センター、海外事務所の運営を通じて、海外日本語教育の総合的ネットワークを構築しつつ、3年に一度全世界における日本語教育機関、教師、学習者の調査を実施し、海外日本語教育に関する情報の収集を行い、また毎年度、地域、テーマ等を選び、海外日本語教育機関の調査を行い、その情報を印刷物、電子媒体、セミナー等を通じ広く関係者に提供する。

この調査分析に基づき、日本語教育関係者との意見交換を通じて、各国の事情に応じた適切な日本語教育支援方針を作成する。

基金海外事務所は、海外日本語教育の総合的ネットワークの一翼を担い、相手国の事情及びニーズに応じて最も効果的に日本語普及に関与する。

日本語教育に関する情報提供について、年間アクセス件数が50万件以上となることを一つの指標として、内容の充実に努める。

機関強化

中期目標に示された指針をふまえ、各国の日本語教育の拠点となる機関を強化するため、以下の支援事業を実施する。

- (i) 大学、教育省、基金海外事務所等海外の日本語教育の中核となる機関に日本語教育専門家、青年日本語教師を派遣し、現地で日本語教育・学習の指導にあたる。機関の強化が達成されたポストは段階的に派遣を廃止し、かわって教育省、日本語センター等で指導を行う「アドバイザー型」派遣を優先的に実施する。
- (ii) 必要な拠点となる海外日本語教育機関の専任講師給与、現地講師謝金の一部を助成する。新たなニーズに対応するため、自立化が達成されたと判断される機関については助成を終了する。
- (iii) 海外の日本語教育機関が実施する日本語弁論大会、学術会議、セミナー、ワークショップ、研修会等経費の一部を助成する。また日本国内のNGOが海外日本語教育支援を目的に実施する活動に対して、経費の一部を助成する。
- (iv) 基金自らが実施する事業に関しては支援対象機関等にアンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。助成事業等、アンケート実施が困難な事業については、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得ることを目標とする。

初等中等教育の日本語教育支援

初等中等教育課程で日本語教育が盛んな国では、日本語教師の教育能力向上を推進する指導者が不足し、日本語・日本文化を適切に学習する教材も不足しているなどの問題がある場合もある。さらに各国の事情に応じ、適切な日本語教育カリキュラムを開発する必要がある。したがって日本語教師研修、日本語教材開発プロジェクトへの支援、カリキュラム、教材、教授法等の日本語教育に係わるコンサルティング等の協力を有機的に実施することによって、日本語教育が相手国の教育課程の中で一層定着するように努める。

(ロ) 日本語能力試験

海外における大規模一斉試験としての日本語能力試験を効果的かつ効率的に実施する。より多くの海外日本語学習者に対する便宜を図るため、試験実施地を増加させるよう努める。また、中期目標期間中に海外における日本語能力の測定試験に関わる状況の変化がない限り、受験者数を増加させるよう努める。

結果の分析及び最新の理論に基づいて、外部有識者による評価を実施し、その結果を受けて、試験の内容の有効性および実施の効率性を高めるよう努める。

(ハ) 海外日本語教師を対象とする施策

中期目標に示された指針をふまえ、効果的かつ効率的に海外日本語教師を養成するために、以下の事業を附属機関日本語国際センターにおいて実施する。日本語国際センターでは、海外日本語教師研修事業を中核として位置付けるとともに、必要性に応じた教材の開発・供給等を行い、現地事情に応じた支援方法によって効果的かつ効率的に日本語教師の養成を支援する。

海外日本語教師等を招聘し、日本語、日本語教授法、日本事情等の研修を行う。中等教育に携わる日本語教師の研修に重点を置くとともに、各国の日本語教育界において中心となるような指導者の養成を行う。大学等関係機関との協力による研修事業の実施、研修生と地域住民との交流等、幅広いニーズに配慮する。

海外日本語教育・学習のための教材を自主制作するとともに、日本語教材開発のための経費の一部を助成する。国際交流基金が制作した日本語教材の出版の権利を、内外の出版社に許諾する。海外の放送局へは、要望の強い言語のテレビ日本語講座の制作を促進する。海外日本語教育機関に対して、各種の日本語教材を寄贈する。日本語国際センター図書館を運営する。

日本語国際センターの事業について、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得ることを目標とする。また研修生に対するアンケートを実施し、70%以上の満足度を得ることを目標とする。

(二) 海外日本語学習者を対象とする施策

中期目標に示された指針をふまえ、海外における日本語学習者支援の観点から、基金以外の機関では十分に教育を行うことが難しい専門性の高い日本語の研修及び日本語学習を奨励するための研修を受講する機会を海外日本語学習者に提供するために、以下の事業を附属機関関西国際センターにおいて実施する。

職業上あるいは研究活動上、専門性の高い日本語能力を必要とする外国人に対する専門日本語研修事業、および日本語学習者の学習を奨励するための日本語学習奨励研修事業を実施する。地方自治体等関係機関との協力による研修事業の実施、研修生と地域住民との交流等、地域のニーズに配慮する。

関西国際センターの事業について、適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得ることを目標とする。主要事業のうち長期的な研修については、研修の開始時と終了時に日本語能力を測定して、当該研修の目的のひとつである日本語能力向上の評価をする。研修生に対するアンケートを実施し、70%以上の満足度を得ることを目標とする。また研修生の研修成果の発表、公開を年1回以上実施する。

(三) 日本語普及に係る留意事項

(イ) 海外事務所においては、在外公館、教育機関その他の関係機関・団体と連携し、現地の日本語教育事情に精通し、現地ニーズの精緻な把握に努める。

(ロ) 日本国内において、関係機関・団体との連携を積極的に促進し、効率的かつ効果的な日本語普及の体制の構築に努める。

(ハ) 日本語教育、学習への支援にあたっては、基金の日本研究・知的交流や文化芸術交流における諸事業とも連携を促進し、基金事業間の相乗効果を図ると共に、日本政府の促進する留学生交流など関連施策とも連携を図る。

3. 海外日本研究及び知的交流の促進

基金は、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進するため、我が国外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、必要性の高い事業を効果的に実施する。

かかる観点から日本研究及び知的交流を統括する部を地域別に編成し、戦略的な事業展開を図る。

(1) 海外日本研究の促進

(イ) 基本方針

海外における日本研究の促進にあたっては、下記 ~ の基本方針を踏まえ、事業実施の諸施策を立案する。ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

共通事項

- (i) 支援を行う際には、相手国において中長期的にも日本研究の促進が効果的に図られるよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者間のネットワーク拡充等の工夫をする。
- (ii) 海外事務所においては、在外公館、日本研究機関その他関係機関・団体と連携し、効率的かつ効果的な海外日本研究の支援体制の構築に努める。
- (iii) 地域研究、日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。
- (iv) 支援対象となった機関及びフェローシップ受給者には、アンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。またプログラムごとに定期的に、必要性、有効性、効率性等の適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得ることを目標とする。

地域的特性に応じた事業実施

各地域における日本研究の促進にあたっては、次の点を踏まえて、効果的に日本研究が振興されるように、海外の日本研究の現況と課題を研究者数、論文数等の定量的な分析に加え、対日関心の分野の変化等質的な面にも踏み込んだ現状把握に努め、支援対象、支援手段等を勘案し、各地域の日本研究支援事業を実施する。

(i) アジア・大洋州地域

- (a) 近隣諸国における日本研究の促進は、特に重要であり、積極的な支援に努める。
- (b) 基盤、人材が効果的に拡充されるよう若手研究者の育成、日本研究者の活躍の機会の提供、日本研究者と我が国及び各国の有識者間のネットワーク構築等を通じて日本研究を活性化する。
- (c) 日本語学習者が多い国においては、日本語学習者に対して日本研究への関心を促し、日本語普及との連携により日本研究の人材の拡充を効果的に図る。

(ii) 米州地域

米州においては、特に北米で日本研究基盤の整備が進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、北米における日本研究の裾野拡大を図る。

(iii) 欧州・中東・アフリカ地域

(a) 欧州においては、主に西欧で日本研究基盤の整備が相当進んでいることを踏まえ、ネットワーク化の促進等、自律的な発展を視野に入れた協力を行うとともに、伝統的な日本研究分野に加えて、他の社会・人文科学分野における日本研究的側面も支援し、欧州における日本研究の裾野拡大を図る。

(b) 中東・アフリカ諸国と相互理解を促進する一環として、域内諸国における日本研究の発展を促す支援を行う。

(ロ) 諸施策

中期目標をふまえ、上記(イ)の基本方針に留意して、以下の諸施策の実施にあたる。

機関支援型事業

中期目標を踏まえつつ、以下の事業を実施する。

- (i) 海外日本研究機関等への客員教授派遣、リサーチ・会議助成等各種助成、奨学金の支給、等の日本研究支援事業を実施することにより、海外日本研究を振興する。また海外における日本研究者及び日本研究機関の現況調査、日本研究ウェブサイトの運営等、海外の日本研究に関する情報の収集・調査を行い、その結果を印刷物等により広く社会に提供する。新たな機関のニーズに対応するため、若手研究者の育成等所期目的が達成された日本人の客員教授ポストについては段階的に派遣を廃止する。
- (ii) 海外の日本研究振興に資する図書・資料の出版、海外図書館等への日本関係図書の寄贈を行い、海外日本研究者の研究環境を向上させる。効果的な事業実施のため、地域ごとに重点的に対応すべき機関等に限定する。

研究者支援型事業

中期目標を踏まえつつ、以下の事業を実施する。

日本研究振興のための有識者等の派遣・招聘等の人物交流事業を行い、適切な人選に基づいて派遣・招聘フェローシップ等を供与する。学部学生に対するスカラシップは縮小する。大学院留学スカラシップ及び日本研究講師等フェローシップについても廃止する。

(2) 知的交流の促進

知的交流の促進にあたっては、相手国の研究・社会状況に応じ、下記(イ)(ロ)の方針を踏まえ、事業実施の諸施策を立案し、実施する。ただし、外交上のニーズ及び知的交流事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。

(イ) 共通事項

長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積重ねの重要性に留意し、次代の知的交流を担う担い手の育成やネットワークの強化等を進める。

相手国との交流の節目に行われる周年事業及び要人の往来に合わせて必要とされる交流事業等、我が国の外交上の要請にも配慮した事業を行う。

事業実施にあたっては、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等知的交流基盤の拡充が図られるよう配慮する。

事業形態の特長に応じて高い事業効果が得られるよう、国際会議、セミナー等の形態による事業においては、適切な日程・議題及び参加者等の内容とすることを確保し、また、人物の派遣・招聘による事業においては、事業の目的に合わせて適切な資質を有する人物を選考する。

支援対象となった機関及びフェローシップ受給者には、アンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする等を評価指標の一つとし、必要性、有効性、効率性等の適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施する。

(ロ) 地域的特性に応じた事業実施

中期目標をふまえ、上記(イ)の基本方針に留意して、高い事業効果が得られるような人選、交流分野等を勘案し、以下の諸施策の実施にあたる。

アジア・大洋州地域

アジア・大洋州地域の特性をふまえつつ、様々な分野の有識者や市民の交流を促進して、これら地域向けの知的な対話と共同作業を促

進していく。またこれら地域において形成されつつある知的交流のネットワークに、我が国民が参画することを支援する。

- (i) 近隣諸国との有識者間の相互理解は、特に重要であり、積極的な事業実施に努める。
- (ii) アジア・大洋州地域との間では、地域に共通の課題を議題とする国際会議を行う等知的交流事業を実施するとともに、これら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援し、同地域に知的貢献をし得る事業の実施に努める。複数年度にわたる助成については、他の機関をもって代替することができず、実施によって得られる成果が極めて意義のあるものに限り、事前評価、中間評価において内容を厳選して実施する。
- (iii) 上記(ii)事業とともに、知的交流促進のための有識者の派遣・招聘等の人物交流事業を行い、派遣・招聘フェロースhip等を供与する。
- (iv) アジアにおける一体感を醸成するような研究者・専門家等の域内ネットワーク構築、アジア地域研究と日本研究の連携促進等に資する国際共同プロジェクトの実施、支援等を行う。人材育成・ネットワーク形成型事業、メディア・ジャーナリズム分野の事業を重点事項として積極的に支援を行う。

米州地域

国際交流基金日米センターにおいて、日米グローバル・パートナーシップのための知的交流、地域レベル・草の根レベルでの相互理解を推進する。同センターの運営にあたっては、設立の趣旨に基づいて、日米両国の有識者により構成される評議会を運営し、同センターの自律性に配慮する。

また人物交流を中心に米国以外の米州地域との知的交流を推進する。

- (i) 日米間の知的交流を促進すべく、安全保障、国際経済等政策研究分野を中心に、学術研究機関等非営利団体への助成、フェロースhip供与等の知的交流事業を実施する。優先課題の対象・範囲等の見直しを行い、研究課題や動向についての的確な把握に基づいた支援を行う。米国の財団、シンクタンクや日米関係関連機関との連携を強化し、人材や情報の一層の活用を図る。
- (ii) 日米間の地域・草の根レベルの市民交流、教育を通じた相手国理解促進事業並びにフェロースhipの供与を実施するとともに、日米の非営利団体が実施する交流事業を支援する。

- (iii) 米国以外の米州との知的交流促進のための有識者の派遣・招聘等の人物交流事業を行い、派遣・招聘フェロースhip等を供与する。

欧州・中東・アフリカ地域

欧州、中東・アフリカ地域の特性を踏まえつつ、様々な分野の有識者や市民の交流を促進して、これら地域向けの知的な対話と共同作業を促進していく。またこれら地域において形成されつつある知的交流のネットワークに、我が国民が参画することを支援する。複数年度

にわたる助成については、他の機関をもって代替することができず、実施によって得られる成果が極めて意義のあるものに限る。

- (i) より緊密な日欧関係の構築及び世界的視野に基づく日欧の協力の推進に資する知的交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。
- (ii) 旧ソ連、東欧諸国の発展に資するため、適切な課題をめぐっての対話等交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。
- (iii) 中東諸国との相互理解を促進するための知的交流事業を実施するとともに、日本とこれら地域の非営利団体が実施する知的交流事業を支援する。
- (iv) 欧州、中東・アフリカ地域との知的交流促進のための有識者の派遣・招聘等の人物交流事業を行い、派遣・招聘フェローシップ等を供与する。

4．国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等

国際文化交流の増進を図るため、国際交流に関する情報の収集・提供及び調査・研究を行うとともに、国際交流の担い手に対する支援を行う。特に、国民へのサービス強化の観点から、情報提供や他団体等との連携の窓口を設け、基金の事業情報を含め国際文化交流に関する情報全般の提供を行うとともに、外部との事業の連携等を行い、国際文化交流事業に国民が参加しやすくなるよう図る。

また、内外の国際交流動向の把握、分析等、国際交流を行うために必要な調査及び研究の充実に努める。

さらに、効果的、効率的な情報発信の基盤整備を図るため、ITを活用する。

(1) 対日理解の増進を図るため、日本に関心を有する海外の知識人、市民に対して、以下の通り日本に関する情報源を整備し、提供する。

国際交流基金本部図書館を運営し、同図書館と海外事務所との間で日本関連情報のネットワークを構築して日本関連情報提供体制を強化する。また海外事務所等を通じた日本に係る各種照会に対応し、情報提供を行う。

(2) 国際交流に関心を有する内外の関係者に対して、国際交流に関する情報及び国際交流基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供し、ホームページの年間アクセス件数が100万件以上となることを一つの指標として内容の充実に努める。

国際交流基金事業とその事業の成果について和英両語によって、内外に公開し、提供する。国際交流一般に関する総合的な機関誌発行を行う。日本関係情報、国際交流情報を内外に一元的に提供するため、国際交流基金ウェブサイトを構築する。

(3) 国内における国際文化交流の増進を図るため、国際交流団体に対して、ノウハウ提供、顕彰や各種支援を行う。

国内交流団体に対する情報提供とネットワーク形成のために、国際交流団体の連絡会議、セミナー・シンポジウム等を開催するとともに、必要に応じ経費の一部を助成する。人材育成・人脈・ネットワーク形成に直結する共催型事業に重点化し、従来より実施してきた地域・草の根交流に対する国際会議助成は縮小する。

国際交流に貢献のあった団体・個人に対する顕彰を行い、これを効果的に内外に周知する。また地域に根ざした優れた国際交流を行

う団体の顕彰を行い、これを効果的に内外に周知する。

(4) 国際交流を行うために必要な調査及び研究を行い、国際交流基金のみならず内外の関係者が活用しうよう、内容の充実に努めるとともに、成果報告をホーム・ページ等を通じて効果的、効率的に公開する。

3年に一度、国内における国際交流の現状を概観する調査を実施し、その成果を効果的に国民に還元する。

その他海外の国際交流の動向調査等、国際交流を行うために必要な調査研究を行い、その成果を効果的に国民に還元する。

(5) 上記(1)～(4)に関し、必要性、有効性、効率性等適切な指標に基づいた外部有識者による評価を実施し、概ね良好という評価を得るよう努める。

5. その他

(1) 海外事務所の運営

基金の海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、所在国及び周辺地域において上記1～4の本部事業の円滑な遂行の連絡調整を行うとともに、所在国及び周辺地域における我が国の国際文化交流の情報、事業、ネットワークの拠点として、現地の事情及びニーズに応じて柔軟かつ機動的に、以下の国際文化交流事業を効果的に実施し、関係団体との協力、連携等に努める。

文化交流に関する調査、情報収集

公演、展示、講演、映画会、音楽会、セミナー、デモンストレーション、ワークショップ等の催しの実施、あっせん、並びにこれら催しへの参加

図書館、情報ライブラリーの運営、日本文化紹介、国際文化交流のための必要な資料の収集、交換及び頒布

国際文化交流に関わる人物、団体に対する情報提供等の協力及び便宜供与等

現地教師に対する研修、ワークショップ、助言、日本語講座の運営等、現地日本語教育のすそ野の拡大と質の向上を図る日本語教育・学習への支援

(2) 京都支部の運営

基金京都支部は、本中期目標に示された諸点をふまえ、関西において、国際文化交流に関する情報交換、コンサルティング等を通じて関係者とのネットワーク構築を図り、公演、セミナー、ワークショップ等の催しを関係団体との共催等により、効果的かつ効率的に実施する。

(3) 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業

基金は、特定の寄付金を財源として、国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う。なお、寄付金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。

(別紙2)

平成15年10月1日

中期計画(国別事業方針)

1. 大韓民国	P. 1	11. メキシコ	P. 11
2. 中華人民共和国	P. 2	12. ブラジル	P. 12
3. フィリピン	P. 3	13. 英国	P. 13
4. タイ	P. 4	14. ドイツ	P. 14
5. マレーシア	P. 5	15. フランス	P. 15
6. インドネシア	P. 6	16. イタリア	P. 16
7. インド	P. 7	17. ロシア	P. 17
8. オーストラリア	P. 8	18. ハンガリー	P. 18
9. カナダ	P. 9	19. エジプト	P. 18
10. アメリカ合衆国	P. 10		

独立行政法人国際交流基金 中期計画 国別事業方針

中期計画

大韓民国

1. 2002年のワールドカップ・サッカー大会及び日韓国民交流年の成果を踏まえつつ、日韓両国民が、共通性のある互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日韓関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。
2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 「日韓共同未来プロジェクト」その他の政府間の取り組みを踏まえ、造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化を紹介していくとともに、伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。また、アジア草の根交流促進事業、中学・高校教員交流事業等により引き続き多様な市民交流の支援を行う。
 - (2) 同国の教育機関の多様なニーズに対応し、日本語教育・日本研究に対する支援を引き続き実施するため、ソウル日本文化センターによる日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教師研修、日本語教材制作支援、各種日本研究事業、フェローシップ供与等を実施する。
 - (3) 日韓及び多国間の多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種知的交流事業を実施、支援することにより、日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。
3. 事業実施にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 「日韓国交正常化 40 周年」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (2) 国内における韓国文化紹介事業の実施及び支援、また芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ等の実施を通じて、双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、中国等第三国を交えた多国間の事業も行う。
- (3) 在外公館、姉妹都市等との連携を図り、効果的な事業実施に努める。特に、かかる連携を通じ、「地方におけるジャパンウィーク」への参加等、地方における効果的な事業展開を図る。

中華人民共和国

- 1 . 2002 年の「日本年」「中国年」の成果を踏まえつつ、日中両国民が、互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日中関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。
- 2 . 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若者が親しみを感じる魅力的な現代文化の紹介を重視しつつ、伝統文化も合わせた総合的な日本文化を紹介するよう努める。後者については、日中両国の共通の文化的伝統に基づいた企画を実施するよう努める。
 - (2) 対中国特別事業を始め、日本語教師研修、日本語教材制作支援、各種日本研究事業、フェロースhip 供与等を実施することにより、同国の教育機関のニーズに対応するとともに、新たなニーズへの対応も視野に入れ、日本語教育と日本研究の一層の普及に努める。
 - (3) 日中及び多国間の多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種知的交流事業を実施、支援することにより、日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。
- 3 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) 日本と中国との交流の各種節目を活用し、効果的に事業を実施する。

- (2) 国内における中国文化紹介事業の実施及び支援、また芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ等の実施を通じて、双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、韓国等第三国を交えた多国間の事業も行う。
- (3) 広大な国土において出来るだけ広範かつ効率的に事業を展開するため、在外公館等の政府関係機関、各地方の日本語教育機関や日本関係者、友好都市や市民団体を含む多くの民間関係者と連携・協力する。また、テレビ、新聞等のメディアを活用する等の限界効用の高い事業を実施する。

フィリピン

- 1 . 東南アジア地域で日本への入国者数が最大であり、緊密な関係を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、日本語講座助成、日本研究拠点機関助成等を実施することにより、拠点研究機関を中心とする日本研究支援、及び高等教育レベルに重点を置きつつ新たなニーズへの対応も視野に入れた日本語教育支援を充実させるよう努める。
 - (2) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若年層をはじめとして、現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、アジア草の根交流促進事業等により同国との間で活発に行われている市民交流等の支援を行う。
 - (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、フィリピンを含む A S E A N 諸国との間における知的交流の充実に努める。
- 2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) フィリピン一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに

努める。

- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。
- (3) 「日本 A S E A N 交流年 2 0 0 3 」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (4) 在外公館、J I C A 等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

タイ

1 . 長年にわたり良好な関係にある同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) バンコック日本文化センターの日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、日本語教材寄贈、日本研究拠点機関助成等を実施することにより、日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるよう努める。その際、日本研究については、ネットワーク構築及び環境整備など、中・長期的な支援を充実させるよう努める。また、中等レベルにおける日本語教育のためのタイ政府の取り組みを踏まえ、継続的に支援を行う。
- (2) 伝統文化と現代文化の調和を重視する同国においては、造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化に加え伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、アジア草の根交流促進事業等により市民交流等の支援を行う。
- (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、タイを含む A S E A N 諸国との間における知的交流の充実に努める。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) タイ一国のみならず、東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。

- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。
- (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、近隣諸国も視野に入れた事業の実施に努める。

マレーシア

1. 「東方政策」や両国の緊密な関係によって培われた高い対日関心を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) クアラルンプール日本文化センターの日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、東方政策日本語予備教育に対する支援、各種日本研究事業等を実施することにより、中等教育レベル、東方政策等に関する日本語教育支援を充実させるよう努めるとともに日本研究支援の着実な実施に努める。
 - (2) 広く一般市民との相互理解強化のため、造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業やレクチャー・デモンストレーションを実施することにより、日本文化に直接触れる参加・体験型の交流を含めた現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化紹介事業を行う。
 - (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、マレーシアを含むASEAN諸国との間における知的交流の充実に努める。
2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) マレーシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。

- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。
- (3) 「日本 A S E A N 交流年 2 0 0 3 」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (4) 在外公館、J I C A 等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

インドネシア

1 . 東南アジア地域で最大の人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) ジャカルタ日本文化センターの日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、日本語教材寄贈、各種日本研究事業を実施することにより、日本語教育・日本研究支援を着実に実施する。特に、日本語教育については、地方のニーズを含む新たなニーズにも対応するよう努めるとともに、若手研究者の養成に重点を置きつつ日本研究に対する支援を充実させるよう努める。
- (2) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、近年関心が高まっている現代文化と従来から一定の関心が存在する伝統文化を含め、総合的な日本文化を紹介するよう努める。特に、既存のニーズに対応することはもとより、潜在的に対日関心を持ち得る人々に対しても事業を展開するよう努める。
- (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、インドネシアを含む A S E A N 諸国との間における知的交流の充実に努める。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) インドネシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず人材育成を含めた共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。
- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。

(3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。

(4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて効果的に地方における事業の展開にも努める。

インド

1. 南アジア地域で最大の国土・人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 同国との間の共同宣言等を踏まえて、多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、人的交流、知的交流を充実させるよう努めるとともに、政治、経済、国際関係、安全保障分野をも広く視野に入れた日本研究者の育成に重点を置き日本研究支援の充実に努める。

(2) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、伝統文化のみならず、現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。また、同国との相互理解を促進するため、日本国内におけるインド文化に関する理解促進にも努める。

(3) 日本語教師研修、日本語講座助成、各種日本研究事業を実施することにより、大学等の拠点機関を中心とする日本語教育及び日本研究支援を充実させるよう努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 主要都市及び中規模都市、並びに有識者、学生及び新中間層といった文化に関心の高い地域、国民に対して、効率的かつ効果の高い事業実施に努める。

(2) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

オーストラリア

1. アジア太平洋地域におけるパートナーとして発展してきている同国との相互理解を深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 世界でも有数の日本語学習者数を有する同国において、日本語教師の質の向上と教師間のネットワークの強化を図り、シドニー日本文化センターの事業等により、日本語教育を継続的に支援する。特に若年層に対しては、語学のみならず、若者が親しみを感じる日本文化の紹介等を通じ、日本に対する関心を高めるよう努める。
- (2) 一層多くのオーストラリア国民が日本に対する理解と関心を深めるよう、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するとともに、日豪間の交流を担う専門家の交流を促進する。
- (3) 拠点大学、研究者間の交流等を通じて、日本研究の振興を図るため、日本研究分野でのネットワークの強化や、幅広い分野の研究者の日本研究分野への関与を促進する。また、アジア大洋州域内の相互理解の促進に寄与するアジア研究を支援するため、アジアの共通関心事項に関する日豪を含む多国間の共同研究や会議の開催、ネットワーク形成の促進に努める。

2. 交流に当たり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 広大な国土を有する豪州においては、在外公館、各種関連団体との連携・調整し、シドニー等に集中しがちな文化事業を巡回させるとともに、各地で開催される芸術祭、映画祭等のイベントを最大限に活用しつつ、他の地方でも効果的な事業実施に努める。
- (2) 現地民間・草の根レベル及び現地在住の邦人芸術家等の活動を積極的に支援し、また、豪州在住の芸術家に関する情報提供等を実施することにより、豪州地方都市及び近隣諸国において効率的な事業展開を図る。
- (3) 日豪友好協力基本条約30周年(2006年)のような交流の節目を捉え、日豪間の相互理解を促進し、日豪関係の発展に寄与する事業を実施する。

カナダ

1. 我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 日加両国の相互理解を一層深めるような共同事業を通じて文化芸術交流の促進に努めるとともに、国際芸術祭等、注目を集める機会を活用し、質の高い文化芸術交流事業を実施することにより波及効果の高い日本文化紹介事業の実施に努める。
- (2) 日加文化交流を担う人材の育成及びネットワーク拡充を図るため、州毎に教育行政が異なり、地域毎に多様なニーズを有するカナダの日本語教育の基盤整備を、日本語教師の研修やカリキュラム、教材の開発支援を通じて進めるとともに、日本語教育、日本研究及び文化芸術分野等の専門家のネットワークを形成・強化する事業を実施し、交流を充実させるよう努める。
- (3) アジア太平洋及び国際社会に対する貢献も視野に入れた知的交流を充実させるため、日加又は日加を含む多国間の枠組みで行われる、現代社会共通の課題解決に資する国際会議や、研究者の交流事業の実施を促進する。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) カナダの多文化社会において日系人が日加交流に果たす役割に鑑み、日系人の文化・芸術活動に対する支援にも考慮を払う。
- (2) 地域毎の歴史的・文化的背景及び社会制度等の差異を踏まえて事業を実施するため、各地の文化・学術機関、文化交流団体等と連携し、その特色に合った事業を行う。
- (3) 「日加国交樹立75周年」のような外交の節目を捉え、文化芸術、知的交流、日本語教育など幅広い分野で効果的に事業を実施する。

アメリカ合衆国

1. 同盟国であり、グローバルな課題に対して多岐にわたる協力関係を有する同国との関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。

2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 海外で質・量ともに最たる米国の日本研究の維持・発展を図るため、多様な日本研究の支援やフェローシップの供与等による研究者育成、さらに日本研究講座の開設支援等を行う。また、グローバルな課題解決を目的とした日米有識者間の交流を中心とした知的交流を拡充するため、専門家の継続的育成及び専門家間ネットワーク形成促進に資するフェローシップ供与、国際会議及び共同研究等を日米センター事業等により支援する。
- (2) 将来の日米文化交流を担う人材を育成できるよう、日本語教育に対する支援を充実させるため、ロス・アンジェルス事務所の事業等により日本語教師研修、教材開発支援さらに日本語教師会との連携を進める。
- (3) 主要都市及び地方都市それぞれの実情とニーズを踏まえた文化芸術交流を推進するため、主要都市で質の高い芸術紹介事業を米側文化機関と協力して実施するとともに、日本文化に触れる機会の少ない地方都市で、巡回の展示・公演事業、映画上映会等を実施する。
- (4) 日米間の市民・草の根交流を充実させるため、日米センター事業等により、双方向的交流事業や教育を通じた相手国理解促進事業を支援する。

3. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 都市、地域等によって事情が異なる同国において、各地の諸団体、専門家等との連携・協力を図り、現地事情に即したより効果的な事業を実施するよう努める。
- (2) 在外公館、大学やシンクタンク等の学術機関、美術館、アートセンター等の文化機関、各地の日米協会、日系人、在留邦人等の活動との連携・協力を図るよう努める。
- (3) 日米交流150周年のような交流の節目を捉え、青少年を対象とした日本文化理解教育や、日本文化紹介事業等、日米間の相互理解の深化を促し、将来の交流の下支えとなる事業を実施する。

メキシコ

1. 中米・カリブ地域で最大の国土と人口を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 教育機関の日本語教師、日本研究者間の交流、ネットワークを充実させるよう努め、日本研究機関の連携に留意しつつ、日本語教育・日本研究を充実させるため、日本語教師の研修、日本研究者の派遣及び招へい、並びに日本語教師・日本研究者のネットワークの形成・強化に資する会議等への支援を行う。

(2) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するため、日本の文化芸術に関心を有する芸術家及び専門家の派遣及び招へいを進め、交流を促進する。また、展示、舞台公演、映画上映等による日本文化紹介事業に加え、テレビや、出版物等の媒体を活用して、より多くの人々に日本に関する情報を提供する。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 同国との交流の節目、現地での大型事業等の機会を捉えて、質の高い造形芸術、舞台芸術、メディア文化等、各種文化芸術交流事業を効果的に実施する。

(2) 中米・カリブ地域も視野に入れ、各種事業の巡回実施、さらにスペイン語圏に向けた翻訳・出版事業の活性化を図る。

(3) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて各地の実情に即した効果的な地方における事業の展開にも努める。

ブラジル

1. 南米で最大の国土・人口を有するとともに、世界最大の日系社会を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 日本語教育を促進するため、サン・パウロ日本文化センターの事業等により、教授法の普及、教材の開発及び日本語教師への効果

的な支援を実施するとともに、大学等における日本語教育・日本研究を充実させるため、研究者間のネットワークの形成・拡大、多様な分野での共同研究、会議及び知的交流事業を促進する。

(2) 日本文化紹介にあたり、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブラジリアなど主要都市においては、質の高い文化芸術交流事業を、伝統文化と現代文化の双方について適切な配分を考慮しつつ紹介する。それ以外の地域においては、一般市民が日本文化に直接触れられる参加・体験型事業の実施や映画上映、文化備品貸出などに積極的に取り組み、また、テレビ番組交流、翻訳・出版等のメディア関連事業も活用して、効果的な事業実施に努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 同国との交流の節目を捉え、日伯間の相互理解を促進し、日伯関係の発展に寄与する事業を実施する。

(2) 日系人の日本に対する関心・理解を高めるような事業及び日系人が関与しブラジル人一般が含まれる国際親善事業の実施に配慮する。

(3) 国内の文化交流ネットワークの活用、人的関係の構築に努めるとともに、大型国際映画祭やビエンナーレ等の現地で行われる大規模な文化行事の機会を捉えて、参加芸術家や専門家の交流を行うなど、効果的な文化紹介事業を推進する。

(4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・協議を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。展示、講演、映画上映事業等の各種事業を巡回させるなど、かかる連携を通じて効果的な地方都市における事業展開にも努めるとともに、日本語教育セミナーについては、南米地域の巡回も実施し、ネットワーク形成を支援する。

英国

1. 「Japan 2001」等を通じ培われた日英交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。その際、ロンドン等主要都市においては展示、舞台芸術な

どを中心に質の高い事業実施に努める。また、対日関心を喚起するため、より多くの市民が参加することができるワークショップ、日本文化に関するレクチャーなどを伴った市民参加型の事業を実施し、日本文化に対する関心を深める。

- (2) 海外事務所における日本語教育活動を充実させるよう努めるとともに、情報提供、講師巡回派遣さらには研究者の派遣や招聘などを行うことで、各地の日本語教育・日本研究機関に対する支援を行う。
- (3) 日本研究者や日本専門家に加え、より広範な分野にわたって各界各層の対話の機会を創出するため、日本研究を中心とする学術研究機関や市民団体などによる知的交流事業を充実させるよう努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) ロンドン以外の地方においても事業を実施するよう努める。その際、各地のニーズにあった事業が展開できるよう、総領事館、各種文化交流団体、研究機関、姉妹都市等と連携する。また、優れた若手邦人芸術家が作品を発表する機会を提供するなど、英国在住の邦人芸術家等と協力することにより、質の高い日本文化を紹介するように努める。
- (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

ドイツ

- 1. 「ドイツにおける日本年」等を通じ培われた日独交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国の対日関心をより一層活性化させ、相互理解を一層深めるため、ケルン日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 若年層の関心にも配慮しながら、現代美術、アニメ、文学、音楽、建築、デザインなど若者が親しみを覚える魅力的な現代文化や、日本の古典美術など伝統文化についても紹介の機会を持ち、総合的な日本文化を紹介するよう努める。
 - (2) 日本語教師のネットワーク化を図りつつ、多様な教育機関における日本語教育を支援するため、各日本語教師会の相互連携強化を促進し、日本語教師の各種研修を実施する。また、研究者の招聘やセミナー支援により、日本研究者の育成をはじめとする日本研究支援を充実させるよう努める。

(3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるため、日独両国の共通課題を軸に共同研究や国際会議さらにネットワーク形成を支援する。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 文化の地方分権、旧西独・東独間の事情の違いを踏まえ、学術、芸術、文化面でのそれぞれの地域の特色に合った事業の実施に努める。その際、総領事館、各地の独日協会、ベルリン日独センター、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、ドイツ在住の有能な若手邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。

(2) 「日本におけるドイツ年」(0 5 ~ 0 6 年)、2 0 0 5 年日・E U 市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

フランス

1 . 相互の文化・伝統に対する関心と尊敬を共有し、また、文化を外交の柱としている同国との相互理解を一層深めるため、パリ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 伝統文化とともに、多様な現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するため、パリ日本文化会館での文化事業の充実や、日仏芸術家の交流に努め、質の高い文化交流を目指す。特に、近年対日関心が高まっている有識者及び若年層に対しては、それぞれのニーズに応じた先駆的企画による文化芸術事業を実施しつつ、総合的な日本文化の紹介を行うことで日本の理解者の増大に努める。

(2) 関係者のネットワーク構築を図りつつ、日本語教育・日本研究支援を充実させるため、日本語教師や日本研究者のネットワーク強化を図るとともに、教材の開発支援や研究者の派遣・招聘により、日本語教育・日本研究を支援する。

(3) 学術研究機関、シンクタンク等と積極的に連携し、社会科学分野を中心とした研究者等の幅広い知的交流を充実させるため、研究教育の質的向上や欧州域内研究者とのネットワーク強化などを促進する。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) パリ日本文化会館においては、仏のみならず、事業の展開や情報提供などの面において、欧州全体に効果が波及するような日本文化の発信に努める。
- (2) 国内各地における事情の違いを踏まえつつ、より多くの人々が日本文化に触れられるように、地方での事業展開にも努める。その際、各総領事館、各地の日仏協会、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、すぐれた若手邦人芸術家などフランス在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。
- (3) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

イタリア

1. 「イタリアにおける日本年」「日本におけるイタリア年」等を通じ培われた日伊交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、ローマ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 伝統文化に加えて、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化の紹介を含む総合的な日本文化を紹介するため、イタリア国内の国際芸術祭や映画祭等への日本からの参加を促進するとともに、多彩な現代芸術を含む質の高い公演・美術展を実施・支援していく。
- (2) 日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるため、日本語教育については、ローマ日本文化会館日本語講座の充実や、ネットワーク形成への助成などにより、学習者のレベルに応じた適切な日本語教育を推進する。また、日本研究については、ネットワーク支援の強化や研究者の招聘などを進める。
- (3) 広く有識者及び各界有力者との知的交流、人物交流事業を実施し、対日関心の維持及び対日理解の向上に努めるため、日本およびイタリアの有識者及び各界専門家等による広範な分野にわたる対話の機会を創出できる交流事業を実施するとともに、日本研究への支援を継続する。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 都市国家の伝統に根差した国内地域ごとの文化の歴史的独自性を踏まえ、地方での事業実施に努める。その際、総領事館、学術・文化機関、姉妹都市等と連携し、また、すぐれた若手邦人芸術家などイタリア在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。
- (2) 2 0 0 5 年日・E U 市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

ロシア

- 1 . 文化交流を通じた相互理解の増進が平和条約の締結を含む日露両国関係全般の改善に果たす大きな役割を踏まえつつ、相互理解を一層深めるため、以下の諸点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 近年高まりつつある対日関心を背景に、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努めるため、すぐれた造形美術の展示や舞台芸術公演の開催など、質の高い文化芸術交流を推進する。
 - (2) 日本語教師会等の日本語教師のネットワーク強化、初中等レベルの日本語教育に対する支援、日本研究拠点機関や大学・大学院等の日本研究者の育成に配慮しつつ、各種教育・研究機関における日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。
 - (3) 現地の関心に応えつつ、日本文学作品の翻訳・出版の推進や、日本の現代事情が紹介できるテレビ番組交流など事業効果の対象が広く効果的な出版、映像交流を充実させるよう努める。
- 2 . 交流にあたり、以下の点を考慮する。
 - (1) 「ロシアにおける日本文化フェスティバル 2 0 0 3 」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
 - (2) モスクワ、サンクトペテルブルクのみならず、我が国と地理的、歴史的関係の深い極東地域を中心として、巡回展や巡回公演さらにテレビ放映、映画祭などの事業を実施するよう努める。
 - (1) N I S 諸国も視野に入れた文化芸術事業の巡回や日本語事業等の実施に努める。

ハンガリー

1. EU加盟後も、一層多くのハンガリー国民が日本に対する理解と関心を深め、また、両国の相互理解が一層深まるようにするため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 日本文化に直接触れることの出来るワークショップ、レクチャーなどの参加・体験型の交流や質の高い日本文化紹介事業を行い、広くハンガリー国民の日本に対する関心・理解を高めるよう努める。
 - (2) 日本語教師及び日本研究者の育成及び交流をはじめとする日本語教育・日本研究支援を充実させるため、ブダペスト事務所を拠点として、ハンガリー国内のみならず東欧諸国も含めた日本語専門家間のネットワークを強化し、日本語教師の質の向上と情報提供を充実させる。また、国際会議やシンポジウムの開催を奨励する。
2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) ブダペスト事務所を拠点として、中・東欧諸国も視野に入れた日本文化紹介事業の巡回、日本語教師アドバイザーの派遣などの事業実施に努める。
 - (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

エジプト

1. 中東アフリカ地域の唯一の海外事務所所在国であることを踏まえ、また、アラブ・イスラム世界との対話の重要性を視野に入れつつ、同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 有識者との知的交流及び将来の国づくりを担う青少年の交流を充実させ、対話の活発化に努めるため、専門家、研究者、学生らの派遣及び招聘、国際会議・シンポジウムなどを開催する。
- (2) 大学、日本語教育機関等に対する日本語教育・日本研究支援を充実させるため、エジプト国内の日本研究及び日本語教育の拠点的大学、日本語教育機関等を支援するほか、中東地域の日本語教育関係者のネットワーク構築も支援する。
- (3) 広く一般市民を対象とした、優れた伝統文化からダイナミックで魅力的な現代文化に至る、多様な日本文化紹介事業及び事業対象が広く効果的な出版・映像交流を行う。

2. 交流にあたり以下の点を考慮する。

- (1) エジプト一国のみならずアラビア語による日本映画の上映、日本関連書籍の翻訳・出版、TV番組による日本文化紹介など、広く中東諸国にも裨益する事業の推進に努める。
- (2) 事業実施に際しては、宗教的制約等の現地事情に配慮する。
- (3) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内での中東諸国の文化を紹介する事業等により、日本国内における中東理解の促進にも努める。
- (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

1 予算

平成15年度下半期～平成18年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	48,434
運用収入	5,704
寄付金収入	2,264
その他収入	455
運用資金取崩収入	130
承継積立金取崩収入	1,960
計	58,947
支出	
業務経費	42,855
うち文化芸術交流事業費	12,301
海外日本語事業費	12,547
海外日本研究・知的交流事業費	9,557
調査研究・情報提供等事業費	1,202
その他事業費	7,248
施設整備費	130
一般管理費	15,962
うち人件費	9,519
うち物件費	6,443
計	58,947

[人件費の見積り]

期間中総額8,096百万円。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、休職者給与及び派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[退職給付債務財源の考え方]

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は運営費交付金によって措置するものとする。

(別紙2)

平成15年10月1日

中期計画(国別事業方針)

1. 大韓民国	P. 1	11. メキシコ	P. 11
2. 中華人民共和国	P. 2	12. ブラジル	P. 12
3. フィリピン	P. 3	13. 英国	P. 13
4. タイ	P. 4	14. ドイツ	P. 14
5. マレーシア	P. 5	15. フランス	P. 15
6. インドネシア	P. 6	16. イタリア	P. 16
7. インド	P. 7	17. ロシア	P. 17
8. オーストラリア	P. 8	18. ハンガリー	P. 18
9. カナダ	P. 9	19. エジプト	P. 18
10. アメリカ合衆国	P. 10		

独立行政法人国際交流基金 中期計画 国別事業方針

中期計画

大韓民国

1. 2002年のワールドカップ・サッカー大会及び日韓国民交流年の成果を踏まえつつ、日韓両国民が、共通性のある互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日韓関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。
2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 「日韓共同未来プロジェクト」その他の政府間の取り組みを踏まえ、造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化を紹介していくとともに、伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。また、アジア草の根交流促進事業、中学・高校教員交流事業等により引き続き多様な市民交流の支援を行う。
 - (2) 同国の教育機関の多様なニーズに対応し、日本語教育・日本研究に対する支援を引き続き実施するため、ソウル日本文化センターによる日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教師研修、日本語教材制作支援、各種日本研究事業、フェローシップ供与等を実施する。
 - (3) 日韓及び多国間の多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種知的交流事業を実施、支援することにより、日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。
3. 事業実施にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 「日韓国交正常化 40 周年」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (2) 国内における韓国文化紹介事業の実施及び支援、また芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ等の実施を通じて、双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、中国等第三国を交えた多国間の事業も行う。
- (3) 在外公館、姉妹都市等との連携を図り、効果的な事業実施に努める。特に、かかる連携を通じ、「地方におけるジャパンウィーク」への参加等、地方における効果的な事業展開を図る。

中華人民共和国

- 1 . 2002 年の「日本年」「中国年」の成果を踏まえつつ、日中両国民が、互いの文化・伝統に対して相互理解を深めることにより日中関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。
- 2 . 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若者が親しみを感じる魅力的な現代文化の紹介を重視しつつ、伝統文化も合わせた総合的な日本文化を紹介するよう努める。後者については、日中両国の共通の文化的伝統に基づいた企画を実施するよう努める。
 - (2) 対中国特別事業を始め、日本語教師研修、日本語教材制作支援、各種日本研究事業、フェロシップ供与等を実施することにより、同国の教育機関のニーズに対応するとともに、新たなニーズへの対応も視野に入れ、日本語教育と日本研究の一層の普及に努める。
 - (3) 日中及び多国間の多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種知的交流事業を実施、支援することにより、日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるよう努める。
- 3 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) 日本と中国との交流の各種節目を活用し、効果的に事業を実施する。

- (2) 国内における中国文化紹介事業の実施及び支援、また芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ等の実施を通じて、双方の文化紹介に加え、参加・共同作業型の事業を企画するとともに、韓国等第三国を交えた多国間の事業も行う。
- (3) 広大な国土において出来るだけ広範かつ効率的に事業を展開するため、在外公館等の政府関係機関、各地方の日本語教育機関や日本関係者、友好都市や市民団体を含む多くの民間関係者と連携・協力する。また、テレビ、新聞等のメディアを活用する等の限界効用の高い事業を実施する。

フィリピン

- 1 . 東南アジア地域で日本への入国者数が最大であり、緊密な関係を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、日本語講座助成、日本研究拠点機関助成等を実施することにより、拠点研究機関を中心とする日本研究支援、及び高等教育レベルに重点を置きつつ新たなニーズへの対応も視野に入れた日本語教育支援を充実させるよう努める。
 - (2) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若年層をはじめとして、現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、アジア草の根交流促進事業等により同国との間で活発に行われている市民交流等の支援を行う。
 - (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、フィリピンを含む A S E A N 諸国との間における知的交流の充実に努める。
- 2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) フィリピン一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに

努める。

- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。
- (3) 「日本 A S E A N 交流年 2 0 0 3 」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (4) 在外公館、J I C A 等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

タイ

1 . 長年にわたり良好な関係にある同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) バンコック日本文化センターの日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、日本語教材寄贈、日本研究拠点機関助成等を実施することにより、日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるよう努める。その際、日本研究については、ネットワーク構築及び環境整備など、中・長期的な支援を充実させるよう努める。また、中等レベルにおける日本語教育のためのタイ政府の取り組みを踏まえ、継続的に支援を行う。
- (2) 伝統文化と現代文化の調和を重視する同国においては、造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化に加え伝統文化も含めた総合的な日本文化を紹介するよう努めるとともに、アジア草の根交流促進事業等により市民交流等の支援を行う。
- (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、タイを含む A S E A N 諸国との間における知的交流の充実に努める。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) タイ一国のみならず、東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。

- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。
- (3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、近隣諸国も視野に入れた事業の実施に努める。

マレーシア

1. 「東方政策」や両国の緊密な関係によって培われた高い対日関心を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) クアラルンプール日本文化センターの日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、東方政策日本語予備教育に対する支援、各種日本研究事業等を実施することにより、中等教育レベル、東方政策等に関する日本語教育支援を充実させるよう努めるとともに日本研究支援の着実な実施に努める。
 - (2) 広く一般市民との相互理解強化のため、造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業やレクチャー・デモンストレーションを実施することにより、日本文化に直接触れる参加・体験型の交流を含めた現代文化と伝統文化を合せた総合的な日本文化紹介事業を行う。
 - (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、マレーシアを含むASEAN諸国との間における知的交流の充実に努める。
2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) マレーシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。

- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。
- (3) 「日本 A S E A N 交流年 2 0 0 3 」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
- (4) 在外公館、J I C A 等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

インドネシア

1 . 東南アジア地域で最大の人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) ジャカルタ日本文化センターの日本語教育支援事業も活用しながら、日本語教育専門家派遣、日本語教師研修、日本語教材寄贈、各種日本研究事業を実施することにより、日本語教育・日本研究支援を着実に実施する。特に、日本語教育については、地方のニーズを含む新たなニーズにも対応するよう努めるとともに、若手研究者の養成に重点を置きつつ日本研究に対する支援を充実させるよう努める。
- (2) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、近年関心が高まっている現代文化と従来から一定の関心が存在する伝統文化を含め、総合的な日本文化を紹介するよう努める。特に、既存のニーズに対応することはもとより、潜在的に対日関心を持ち得る人々に対しても事業を展開するよう努める。
- (3) 多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、インドネシアを含む A S E A N 諸国との間における知的交流の充実に努める。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) インドネシア一国のみならず東南アジア地域全体との交流を視野に入れ、また、芸術家、文化事業専門家等の派遣・招聘、講演、ワークショップ、研修等の実施を通じて相互の文化紹介のみならず人材育成を含めた共同事業も行い、これらを通じて地域的な一体感を醸成することに努める。
- (2) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内における東南アジア文化に関する理解促進にも努める。

(3) 「日本ASEAN交流年2003」のような交流の節目を捉え事業を実施する。

(4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて効果的に地方における事業の展開にも努める。

インド

1. 南アジア地域で最大の国土・人口を有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 同国との間の共同宣言等を踏まえて、多様な分野における有識者の派遣・招聘事業、各種の知的交流事業を実施、支援することにより、人的交流、知的交流を充実させるよう努めるとともに、政治、経済、国際関係、安全保障分野をも広く視野に入れた日本研究者の育成に重点を置き日本研究支援の充実に努める。

(2) 造形芸術、舞台芸術、メディア文化を始めとする各種文化芸術交流事業を実施することにより、伝統文化のみならず、現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。また、同国との相互理解を促進するため、日本国内におけるインド文化に関する理解促進にも努める。

(3) 日本語教師研修、日本語講座助成、各種日本研究事業を実施することにより、大学等の拠点機関を中心とする日本語教育及び日本研究支援を充実させるよう努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 主要都市及び中規模都市、並びに有識者、学生及び新中間層といった文化に関心の高い地域、国民に対して、効率的かつ効果の高い事業実施に努める。

(2) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

オーストラリア

1. アジア太平洋地域におけるパートナーとして発展してきている同国との相互理解を深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 世界でも有数の日本語学習者数を有する同国において、日本語教師の質の向上と教師間のネットワークの強化を図り、シドニー日本文化センターの事業等により、日本語教育を継続的に支援する。特に若年層に対しては、語学のみならず、若者が親しみを感じる日本文化の紹介等を通じ、日本に対する関心を高めるよう努める。
 - (2) 一層多くのオーストラリア国民が日本に対する理解と関心を深めるよう、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するとともに、日豪間の交流を担う専門家の交流を促進する。
 - (3) 拠点大学、研究者間の交流等を通じて、日本研究の振興を図るため、日本研究分野でのネットワークの強化や、幅広い分野の研究者の日本研究分野への関与を促進する。また、アジア大洋州域内の相互理解の促進に寄与するアジア研究を支援するため、アジアの共通関心事項に関する日豪を含む多国間の共同研究や会議の開催、ネットワーク形成の促進に努める。
2. 交流に当たり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) 広大な国土を有する豪州においては、在外公館、各種関連団体との連携・調整し、シドニー等に集中しがちな文化事業を巡回させるとともに、各地で開催される芸術祭、映画祭等のイベントを最大限に活用しつつ、他の地方でも効果的な事業実施に努める。
 - (2) 現地民間・草の根レベル及び現地在住の邦人芸術家等の活動を積極的に支援し、また、豪州在住の芸術家に関する情報提供等を実施することにより、豪州地方都市及び近隣諸国において効率的な事業展開を図る。
 - (3) 日豪友好協力基本条約30周年(2006年)のような交流の節目を捉え、日豪間の相互理解を促進し、日豪関係の発展に寄与する事業を実施する。

カナダ

1. 我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 日加両国の相互理解を一層深めるような共同事業を通じて文化芸術交流の促進に努めるとともに、国際芸術祭等、注目を集める機会を活用し、質の高い文化芸術交流事業を実施することにより波及効果の高い日本文化紹介事業の実施に努める。
 - (2) 日加文化交流を担う人材の育成及びネットワーク拡充を図るため、州毎に教育行政が異なり、地域毎に多様なニーズを有するカナダの日本語教育の基盤整備を、日本語教師の研修やカリキュラム、教材の開発支援を通じて進めるとともに、日本語教育、日本研究及び文化芸術分野等の専門家のネットワークを形成・強化する事業を実施し、交流を充実させるよう努める。
 - (3) アジア太平洋及び国際社会に対する貢献も視野に入れた知的交流を充実させるため、日加又は日加を含む多国間の枠組みで行われる、現代社会共通の課題解決に資する国際会議や、研究者の交流事業の実施を促進する。
2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) カナダの多文化社会において日系人が日加交流に果たす役割に鑑み、日系人の文化・芸術活動に対する支援にも考慮を払う。
 - (2) 地域毎の歴史的・文化的背景及び社会制度等の差異を踏まえて事業を実施するため、各地の文化・学術機関、文化交流団体等と連携し、その特色に合った事業を行う。
 - (3) 「日加国交樹立75周年」のような外交の節目を捉え、文化芸術、知的交流、日本語教育など幅広い分野で効果的に事業を実施する。

アメリカ合衆国

1. 同盟国であり、グローバルな課題に対して多岐にわたる協力関係を有する同国との関係を一層発展させるため、幅広い分野で緊密な交流を進める。

2. 特に以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 海外で質・量ともに最たる米国の日本研究の維持・発展を図るため、多様な日本研究の支援やフェローシップの供与等による研究者育成、さらに日本研究講座の開設支援等を行う。また、グローバルな課題解決を目的とした日米有識者間の交流を中心とした知的交流を拡充するため、専門家の継続的育成及び専門家間ネットワーク形成促進に資するフェローシップ供与、国際会議及び共同研究等を日米センター事業等により支援する。
- (2) 将来の日米文化交流を担う人材を育成できるよう、日本語教育に対する支援を充実させるため、ロス・アンジェルス事務所の事業等により日本語教師研修、教材開発支援さらに日本語教師会との連携を進める。
- (3) 主要都市及び地方都市それぞれの実情とニーズを踏まえた文化芸術交流を推進するため、主要都市で質の高い芸術紹介事業を米側文化機関と協力して実施するとともに、日本文化に触れる機会の少ない地方都市で、巡回の展示・公演事業、映画上映会等を実施する。
- (4) 日米間の市民・草の根交流を充実させるため、日米センター事業等により、双方向的交流事業や教育を通じた相手国理解促進事業を支援する。

3. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 都市、地域等によって事情が異なる同国において、各地の諸団体、専門家等との連携・協力を図り、現地事情に即したより効果的な事業を実施するよう努める。
- (2) 在外公館、大学やシンクタンク等の学術機関、美術館、アートセンター等の文化機関、各地の日米協会、日系人、在留邦人等の活動との連携・協力を図るよう努める。
- (3) 日米交流150周年のような交流の節目を捉え、青少年を対象とした日本文化理解教育や、日本文化紹介事業等、日米間の相互理解の深化を促し、将来の交流の下支えとなる事業を実施する。

メキシコ

1. 中米・カリブ地域で最大の国土と人口を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 教育機関の日本語教師、日本研究者間の交流、ネットワークを充実させるよう努め、日本研究機関の連携に留意しつつ、日本語教育・日本研究を充実させるため、日本語教師の研修、日本研究者の派遣及び招へい、並びに日本語教師・日本研究者のネットワークの形成・強化に資する会議等への支援を行う。

(2) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するため、日本の文化芸術に関心を有する芸術家及び専門家の派遣及び招へいを進め、交流を促進する。また、展示、舞台公演、映画上映等による日本文化紹介事業に加え、テレビや、出版物等の媒体を活用して、より多くの人々に日本に関する情報を提供する。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 同国との交流の節目、現地での大型事業等の機会を捉えて、質の高い造形芸術、舞台芸術、メディア文化等、各種文化芸術交流事業を効果的に実施する。

(2) 中米・カリブ地域も視野に入れ、各種事業の巡回実施、さらにスペイン語圏に向けた翻訳・出版事業の活性化を図る。

(3) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努めるとともに、かかる連携を通じて各地の実情に即した効果的な地方における事業の展開にも努める。

ブラジル

1. 南米で最大の国土・人口を有するとともに、世界最大の日系社会を有し、同地域で唯一の基金海外事務所所在国である同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 日本語教育を促進するため、サン・パウロ日本文化センターの事業等により、教授法の普及、教材の開発及び日本語教師への効果

的な支援を実施するとともに、大学等における日本語教育・日本研究を充実させるため、研究者間のネットワークの形成・拡大、多様な分野での共同研究、会議及び知的交流事業を促進する。

(2) 日本文化紹介にあたり、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブラジリアなど主要都市においては、質の高い文化芸術交流事業を、伝統文化と現代文化の双方について適切な配分を考慮しつつ紹介する。それ以外の地域においては、一般市民が日本文化に直接触れられる参加・体験型事業の実施や映画上映、文化備品貸出などに積極的に取り組み、また、テレビ番組交流、翻訳・出版等のメディア関連事業も活用して、効果的な事業実施に努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 同国との交流の節目を捉え、日伯間の相互理解を促進し、日伯関係の発展に寄与する事業を実施する。

(2) 日系人の日本に対する関心・理解を高めるような事業及び日系人が関与しブラジル人一般が含まれる国際親善事業の実施に配慮する。

(3) 国内の文化交流ネットワークの活用、人的関係の構築に努めるとともに、大型国際映画祭やビエンナーレ等の現地で行われる大規模な文化行事の機会を捉えて、参加芸術家や専門家の交流を行うなど、効果的な文化紹介事業を推進する。

(4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・協議を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。展示、講演、映画上映事業等の各種事業を巡回させるなど、かかる連携を通じて効果的な地方都市における事業展開にも努めるとともに、日本語教育セミナーについては、南米地域の巡回も実施し、ネットワーク形成を支援する。

英国

1. 「Japan 2001」等を通じ培われた日英交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努める。その際、ロンドン等主要都市においては展示、舞台芸術な

どを中心に質の高い事業実施に努める。また、対日関心を喚起するため、より多くの市民が参加することができるワークショップ、日本文化に関するレクチャーなどを伴った市民参加型の事業を実施し、日本文化に対する関心を深める。

- (2) 海外事務所における日本語教育活動を充実させるよう努めるとともに、情報提供、講師巡回派遣さらには研究者の派遣や招聘などを行うことで、各地の日本語教育・日本研究機関に対する支援を行う。
- (3) 日本研究者や日本専門家に加え、より広範な分野にわたって各界各層の対話の機会を創出するため、日本研究を中心とする学術研究機関や市民団体などによる知的交流事業を充実させるよう努める。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) ロンドン以外の地方においても事業を実施するよう努める。その際、各地のニーズにあった事業が展開できるよう、総領事館、各種文化交流団体、研究機関、姉妹都市等と連携する。また、優れた若手邦人芸術家が作品を発表する機会を提供するなど、英国在住の邦人芸術家等と協力することにより、質の高い日本文化を紹介するように努める。
- (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

ドイツ

- 1. 「ドイツにおける日本年」等を通じ培われた日独交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国の対日関心をより一層活性化させ、相互理解を一層深めるため、ケルン日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 若年層の関心にも配慮しながら、現代美術、アニメ、文学、音楽、建築、デザインなど若者が親しみを覚える魅力的な現代文化や、日本の古典美術など伝統文化についても紹介の機会を持ち、総合的な日本文化を紹介するよう努める。
 - (2) 日本語教師のネットワーク化を図りつつ、多様な教育機関における日本語教育を支援するため、各日本語教師会の相互連携強化を促進し、日本語教師の各種研修を実施する。また、研究者の招聘やセミナー支援により、日本研究者の育成をはじめとする日本研究支援を充実させるよう努める。

(3) 日本研究者や日本専門家に加え、広く有識者との知的交流を充実させるため、日独両国の共通課題を軸に共同研究や国際会議さらにネットワーク形成を支援する。

2 . 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

(1) 文化の地方分権、旧西独・東独間の事情の違いを踏まえ、学術、芸術、文化面でのそれぞれの地域の特色に合った事業の実施に努める。その際、総領事館、各地の独日協会、ベルリン日独センター、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、ドイツ在住の有能な若手邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。

(2) 「日本におけるドイツ年」(0 5 ~ 0 6 年)、2 0 0 5 年日・E U 市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

フランス

1 . 相互の文化・伝統に対する関心と尊敬を共有し、また、文化を外交の柱としている同国との相互理解を一層深めるため、パリ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

(1) 伝統文化とともに、多様な現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するため、パリ日本文化会館での文化事業の充実や、日仏芸術家の交流に努め、質の高い文化交流を目指す。特に、近年対日関心が高まっている有識者及び若年層に対しては、それぞれのニーズに応じた先駆的企画による文化芸術事業を実施しつつ、総合的な日本文化の紹介を行うことで日本の理解者の増大に努める。

(2) 関係者のネットワーク構築を図りつつ、日本語教育・日本研究支援を充実させるため、日本語教師や日本研究者のネットワーク強化を図るとともに、教材の開発支援や研究者の派遣・招聘により、日本語教育・日本研究を支援する。

(3) 学術研究機関、シンクタンク等と積極的に連携し、社会科学分野を中心とした研究者等の幅広い知的交流を充実させるため、研究教育の質的向上や欧州域内研究者とのネットワーク強化などを促進する。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) パリ日本文化会館においては、仏のみならず、事業の展開や情報提供などの面において、欧州全体に効果が波及するような日本文化の発信に努める。
- (2) 国内各地における事情の違いを踏まえつつ、より多くの人々が日本文化に触れられるように、地方での事業展開にも努める。その際、各総領事館、各地の日仏協会、文化機関、姉妹都市等と連携し、また、すぐれた若手邦人芸術家などフランス在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。
- (3) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

イタリア

1. 「イタリアにおける日本年」「日本におけるイタリア年」等を通じ培われた日伊交流のモメンタムも活かしつつ、我が国と多くの関心と課題を共有する同国との相互理解を一層深めるため、ローマ日本文化会館を活用し、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 伝統文化に加えて、若者が親しみを覚える魅力的な現代文化の紹介を含む総合的な日本文化を紹介するため、イタリア国内の国際芸術祭や映画祭等への日本からの参加を促進するとともに、多彩な現代芸術を含む質の高い公演・美術展を実施・支援していく。
- (2) 日本語教育及び日本研究に対する支援を充実させるため、日本語教育については、ローマ日本文化会館日本語講座の充実や、ネットワーク形成への助成などにより、学習者のレベルに応じた適切な日本語教育を推進する。また、日本研究については、ネットワーク支援の強化や研究者の招聘などを進める。
- (3) 広く有識者及び各界有力者との知的交流、人物交流事業を実施し、対日関心の維持及び対日理解の向上に努めるため、日本およびイタリアの有識者及び各界専門家等による広範な分野にわたる対話の機会を創出できる交流事業を実施するとともに、日本研究への支援を継続する。

2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。

- (1) 都市国家の伝統に根差した国内地域ごとの文化の歴史的独自性を踏まえ、地方での事業実施に努める。その際、総領事館、学術・文化機関、姉妹都市等と連携し、また、すぐれた若手邦人芸術家などイタリア在住の邦人芸術家等と協力することにより、効率的な事業の実施に努める。
- (2) 2 0 0 5 年日・E U 市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

ロシア

- 1 . 文化交流を通じた相互理解の増進が平和条約の締結を含む日露両国関係全般の改善に果たす大きな役割を踏まえつつ、相互理解を一層深めるため、以下の諸点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 近年高まりつつある対日関心を背景に、伝統文化と現代文化を含めた総合的な日本文化を紹介するよう努めるため、すぐれた造形美術の展示や舞台芸術公演の開催など、質の高い文化芸術交流を推進する。
 - (2) 日本語教師会等の日本語教師のネットワーク強化、初中等レベルの日本語教育に対する支援、日本研究拠点機関や大学・大学院等の日本研究者の育成に配慮しつつ、各種教育・研究機関における日本語教育・日本研究支援を充実させるよう努める。
 - (3) 現地の関心に応えつつ、日本文学作品の翻訳・出版の推進や、日本の現代事情が紹介できるテレビ番組交流など事業効果の対象が広く効果的な出版、映像交流を充実させるよう努める。
- 2 . 交流にあたり、以下の点を考慮する。
 - (1) 「ロシアにおける日本文化フェスティバル 2 0 0 3 」のような交流の節目を捉え事業を実施する。
 - (2) モスクワ、サンクトペテルブルクのみならず、我が国と地理的、歴史的関係の深い極東地域を中心として、巡回展や巡回公演さらにテレビ放映、映画祭などの事業を実施するよう努める。
 - (1) N I S 諸国も視野に入れた文化芸術事業の巡回や日本語事業等の実施に努める。

ハンガリー

1. EU加盟後も、一層多くのハンガリー国民が日本に対する理解と関心を深め、また、両国の相互理解が一層深まるようにするため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。
 - (1) 日本文化に直接触れることの出来るワークショップ、レクチャーなどの参加・体験型の交流や質の高い日本文化紹介事業を行い、広くハンガリー国民の日本に対する関心・理解を高めるよう努める。
 - (2) 日本語教師及び日本研究者の育成及び交流をはじめとする日本語教育・日本研究支援を充実させるため、ブダペスト事務所を拠点として、ハンガリー国内のみならず東欧諸国も含めた日本語専門家間のネットワークを強化し、日本語教師の質の向上と情報提供を充実させる。また、国際会議やシンポジウムの開催を奨励する。
2. 交流にあたり、以下の諸点を考慮する。
 - (1) ブダペスト事務所を拠点として、中・東欧諸国も視野に入れた日本文化紹介事業の巡回、日本語教師アドバイザーの派遣などの事業実施に努める。
 - (2) 2005年日・EU市民交流年の機会を捉え、市民間の対話及び文化を通じた相互理解を深める事業を強化する。

エジプト

1. 中東アフリカ地域の唯一の海外事務所所在国であることを踏まえ、また、アラブ・イスラム世界との対話の重要性を視野に入れつつ、同国との相互理解を一層深めるため、以下の点に留意しつつ事業を実施する。

- (1) 有識者との知的交流及び将来の国づくりを担う青少年の交流を充実させ、対話の活発化に努めるため、専門家、研究者、学生らの派遣及び招聘、国際会議・シンポジウムなどを開催する。
- (2) 大学、日本語教育機関等に対する日本語教育・日本研究支援を充実させるため、エジプト国内の日本研究及び日本語教育の拠点的大学、日本語教育機関等を支援するほか、中東地域の日本語教育関係者のネットワーク構築も支援する。
- (3) 広く一般市民を対象とした、優れた伝統文化からダイナミックで魅力的な現代文化に至る、多様な日本文化紹介事業及び事業対象が広く効果的な出版・映像交流を行う。

2. 交流にあたり以下の点を考慮する。

- (1) エジプト一国のみならずアラビア語による日本映画の上映、日本関連書籍の翻訳・出版、TV番組による日本文化紹介など、広く中東諸国にも裨益する事業の推進に努める。
- (2) 事業実施に際しては、宗教的制約等の現地事情に配慮する。
- (3) 我が国からの文化紹介のみならず、日本国内での中東諸国の文化を紹介する事業等により、日本国内における中東理解の促進にも努める。
- (4) 在外公館、JICA等他の政府機関、各種関連団体との連携・調整を緊密に行い、効果的な事業実施に努める。

2 収支計画

平成15年度下半期～平成18年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	59,244
經常費用	59,244
文化芸術交流事業費	12,091
海外日本語事業費	12,327
海外日本研究・知的交流事業費	9,447
調査研究・情報提供等事業費	1,186
その他事業費	7,118
一般管理費	15,962
うち人件費	9,519
物件費	6,443
減価償却費	1,113
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	57,284
運営費交付金収益	47,747
運用収入	5,704
寄付金収入	2,264
その他収入	455
資産見返運営費交付金戻入	265
資産見返補助金戻入	565
資産見返寄付金戻入	284
純利益	1,960
承継積立金取崩額	1,960
総利益	0